

取扱専門士

- * 弁護士 刑事・民事等法律関係専門
- * 申請取次行政書士 入管業務・行政官庁関係専門
- * 司法書士 法務局等登記関係専門
- * 税理士 税務手続き関係専門
- * 社会保険労務士 社会保険・年金関係専門
- * 経営コンサルタント 企業経営アドバイザー
- * 登録キャリア・コンサルタント 就労関係専門相談員
- * 認定プライバシー・アソシエイト 個人情報取り扱い従事者
- * 宅地建物取引主任者 不動産取引関係専門
- * 著作権相談員 文化庁登録専門相談員
- * 通訳・翻訳員 英語通訳翻訳員
ポルトガル語通訳翻訳員
スペイン語通訳翻訳員
中国語通訳翻訳員
韓国語通訳翻訳員
タガログ語通訳翻訳員
インドネシア語通訳翻訳員
ベトナム語通訳翻訳員



特定非営利活動法人
入国管理国際法務協会

静岡県浜松市中区蛸塚三丁目18番33号

TEL : 053-456-0151

FAX : 053-458-0249

URL : <http://www.ilai.jp>

e-mail : info@ilai.jp

特定非営利活動法人
入国管理国際法務協会

設立の趣旨

国際交流の活発化、企業の海外進出や外国資本の流入、国際航空路線の一層の整備拡充等により、我が国経済の活性化が図られていく中で、昨年7月には、外国人の在留に関する法律の大改正が実施され、時代に適応した施策が取られました。これにより、外国人の在留の長期化や、高度人材優遇制度の導入等を鑑みると、在留外国人労働者の活躍が、地域経済にとって多大な影響力となることは言うまでもありません。

また、高齢化社会が加速している我が国では、介護現場で働く外国人の現状を見ても、これから益々、多分野にわたり外国人の流入が進んで行くであろう事は、容易に察しがつくところです。従って、在留外国人が、基本的に必要な日本語会話能力だけでなく、社会構造の理解や外国人に必要な法的知識、専門的な職業に関する知識等々を深めることによって、より高度な人材として地域経済の活性化に貢献できるようになります。

それ故、中・長期在留外国人の人的資質の向上を図るには、行政や各種関係機関と連携しながら、団体による支援を行うことが最善の方法と考え、入管法に精通し研鑽を積んだ行政書士や司法書士、そして他の隣接法律職が集まり、2004年8月中間法人として発足しましたが、幾多の変遷を経て、2013年5月公益の増進に寄与するNPO法人の設立へと改組するに至りました。

従いまして、当協会は、在留外国人の母国文化を理解し、国際社会に向けたグローバルな視野をもって「相互理解と共生」の理念を掲げ、地域社会の国際化と経済の発展に寄与することを目的に活動して参ります。

事業目的

入国管理国際法務協会は、行政や各種関係機関と連携して地域の国際化と地域経済の活性化を推進することを目的に活動いたします。

「相互理解と共生」という理念を掲げ、広く日本人(団体)や外国人(団体)を対象として、社会教育に関する事業、国際交流に関する事業、在日外国人(団体)の支援に関する事業等を行います。

そして、地域社会で活躍できる人材の育成を図ることにより、日本の国際化に貢献すると共に地域社会の発展に寄与することに邁進いたします。

協会は、 あなたの必要に応えます!

事業案内

1. 外国人を取り巻く環境に関する調査、研究する事業
2. 社会教育を推進する資料の収集と情報を提供する事業
3. 国際交流を推進する各種講座、セミナー等を開催する事業
4. 在日外国人に対する講座の開催等の支援事業
5. 外国人の在留資格、労働、生活等に関する相談事業
6. 外国人の在留手続、能力開発ならびに就労支援に係る事業
7. 外国語の翻訳、通訳に関する事業
8. 法人の活動に関する広報紙等の発行に関する事業
9. その他、法人の目的を達成するために必要な事業

協会組織

